

固定資産税等の軽減

1. 固定資産税・都市計画税の減免

中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する設備や建物等の2021年度※の固定資産税及び都市計画税を、売上の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。

※2020年度の固定資産税及び都市計画税は、新たな特例措置（売上が前年同月比20%以上減）に基づき、1年間、納税猶予可能です。

＜減免対象＞ ※いずれも市町村税

- ・設備等の償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税（通常、取得額または評価額の1.4%）
- ・事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

2020年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高の対前年同期比減少率	減免率
30%以上50%未満	2分の1
50%以上減少	全額

2. 固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長

現在、中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が免除されますが、今般、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物※を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長します。 ※門や塀、看板（広告塔）や受変電設備など。

<p>国 (導入促進指針の策定)</p> <p>協議 ↑ ↓ 同意</p>	<p>対象地域 全国1,646自治体（うち1,642がゼロ（2月末時点）） ※導入促進基本計画の同意を受けた市町村</p>
<p>市町村 (導入促進基本計画の策定)</p> <p>申請 ↑ ↓ 認定</p>	<p>対象設備</p> <p>機械装置・器具備品などの償却資産 ※旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの</p> <p>事業用家屋と構築物を対象追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの <p>※既に「先端設備等導入計画」の申請をしている方は、計画を変更し、事業用家屋と構築物の導入について同計画中に位置付ける必要があります。</p>
<p>中小企業 (先端設備等導入計画の策定)</p>	<p>特例措置</p> <p>固定資産税（通常、評価額の1.4%）について、投資後3年間、ゼロ～1/2に軽減</p> <p>※軽減率は各自自治体が条例で定める</p>

【お問い合わせ先】

固定資産税の特例の拡充・延長に関するお問い合わせ：

03-3501-1816（中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課）

※その他の制度の具体的な内容に関するお問い合わせ先は、詳細が確定次第アップいたします。

※いずれの措置も関係法案が国会で成立することが前提